

# 「底が突き抜けた」時代の歩き方 335

## 「集団自決」へと突っ走る闇雲の集団心理

チビチリガマの「集団自決」と渡嘉敷島の「集団自決」の様相を比較してすぐにわかるのは、チビチリガマでは日本軍の関与ないし影響がはるかに少なく感じられ、日本軍が自決を命令したわけではないのに、住民が自発的に「集団自決」へと死に急いでいったようにみえることである。したがって、チビチリガマの「集団自決」についてなら、自らの意思で命を断ったのではないかと主張しようとする国側の見解に合致しているようにみられなくはない。だがそこでも引っかかるのは、チビチリガマのある読谷村もまた、「日本軍と住民が雑居していた地域」であったという事実である。日本軍による自決命令があったかなかったかにかかわらず、日本軍の存在が住民に日々プレッシャーをかけつづけ、住民を「集団自決」へと誘導していく役割を果たしたことは否めない。

教科書裁判では住民の「集団自決」に日本軍の命令があったかなかったかが論議の焦点になったが、この問題については原告側の大田昌秀証人の見解―「集団自決については、これまで軍の命令の有無が論議の中心になりがちであった。しかし、命令の有無自体は、戦場における絶望的な全情況とのかかわりでみれば、それほど重要なことではない。命令があろうとなかろうと、日頃から守備部隊の言動をとおして非戦闘員が〈命令された〉と受け取るような条件の有無こそが問われなければならないからだ。―が最も妥当と受けとめられる。チビチリガマの場合のように、軍の命令が無かったようにみえる地域においても、駐屯する日本軍との連帯の意思が住民の個々の意思を上回って、追い詰められている日本軍の運命と自分たち住民の運命とを重ね合わせ、「どうせ死ぬなら」、避けられぬ日本軍の玉砕を自分たちの「集団自決」として具現しようとする精神に見舞われるのは、必然的な一本道であった。

「日本軍と住民が雑居していた地域」では、住民の意思が日本軍の意思に制約されているだけではなく、戦闘が真近に迫ってくれば、住民の意思は日本軍の意思の下に厳しく従属されざるをえなくなる。しかしながら、日本軍の意思の下に従属する住民の意思というものは、日本軍の意思が行きつくその先を直線的に目指してしまうような意思であり、したがって現状の日本軍の意思をしばしば突き越えてしまう事態が起ころうことが予測される。戦闘員である日本軍が生き残って、非戦闘員である住民が「集団自決」に至るという奇妙に振れた事態は、日本軍の意思に従属していた住民の意思が日本軍から離れた孤立した場所に放りだされたとき、日本軍がやむなく辿りつくであろう場所に先回りしてしまった感が見られる。日本軍のいない地域では住民の「集団自決」が起らなかったのは、たぶん住民の意思に従属させる日本軍が存在していなかったからであ

ろう。このことは、いくら米軍が上陸して住民に危害が加えられていく状況が予測されようとも、日本軍の意思に介入されなければ、住民の意思は「集団自決」へと至るようなことはありえなかったということを示しているにちがいない。

ところで、住民は速やかに「集団自決」に至ったのに、日本軍は戦闘の絶望的な状況のなかでどうして「集団自決」に至らずに生き残ってしまったのか。戦時下の選択不可能な極限状況下をできるだけイメージしながら考えられることは、日本軍は戦闘員であったが故に「集団自決」に至らずに生き残り、逆に住民は非戦闘員であったが故に容易に「集団自決」へと至ってしまったのではないかということである。戦闘員である日本軍が追い詰められて玉砕なり「集団自決」に至るのであればわかるが、非戦闘員の住民が生き残らずに「集団自決」に至るのはどうも解せないと誰もが思うかもしれないが、それは平時の考えであって、戦時の考えにそぐわないと考えられる。なぜなら、日本軍にとっていくら敵と地上戦を展開せざるをえなくなる敗色濃厚な絶望的な状況であっても、刀折れ矢尽きるまでは戦闘を続けなければならなかったからだ。

日本軍が追い詰められていく状況と住民が追い詰められていく状況とが折り重なって受けとめられる精神状態の下では、つまり、日本軍の運命が住民の運命を左右すると思われている精神状況下では、滅亡のありかたにおいては必ずといっていいほど戦闘に加わっていない度合いだけ、兵士以上に住民のほうが「死に急ぐ」とみられる。刀折れ矢尽きる現実の戦闘にかかわらない分、死へと傾斜していく心情は過激になっていくと思われる。日本軍が全滅に瀕する光景を感じ取って、「どうせ死ぬなら」という切羽詰まった思いは一気に膨れ上がり、「集団自決」へと我先にと争っていくシーンがどの生存者の証言からも浮かび上がってくる。現実の戦闘で向かい合えない敵のイメージに対する恐怖が一気にオーバーヒートしていく妄想に駆られる状況に、集団で詰め込まれているといつてよい。

住民は戦闘員であることを免れていたとしても、いつも押し迫ってくる死の緊張に耐え続けなくてはならなかった。戦って死ぬことができないが故により一層、自分の手で自分の死に場所を用意していなければならなかった。自分たちの生活している場所が戦場と化し、生き残るという選択肢が閉ざされてしまっている絶望的な状況のなかで、最後になすべきことは唯一死ぬことにほかならなかったとすれば、問題はいつ死ぬかだけであった。村落の住民が一カ所に集まった場所で話し合われることといえば、おそらく死ぬ方法以外にありえなかった。残虐な敵の手に掛かるよりも、自分の身内の手に掛かるほうが救いであるという共通感情が噴出するのは、絶対的な死に直面する状況にあっては全く自然であった。また、戦闘で死ななければ万策が尽きた場面で自決すべきであった筈の日本軍の個々の兵士が、思惑通り死ねたり死ねなかったりする事態が起こってくるのも全く自然であった。

生き残ろうとする住民の意思が日本軍の意思によって根こそぎ奪われてしまっていたならば、早すぎた集団死か否かにかかわらず、住民の「集団自決」は避けようもなかった。「日本軍と住民が雑居していた地域」では、おそらく住民の「集団自決」は不可避

であった。にもかかわらず、その地域でも「集団自決」が起こらなかった例が見出せるなら、それは米軍に「集団自決」が阻止されたとか、たまたまの事情が介在したために回避されたにすぎなかった。要するに、「日本軍と住民が雑居していた」どの地域でも、住民の行き着く先は「集団自決」以外にありえなかった。日本軍が全滅しても住民は生き残るようという方針で、住民に日頃温かく接する例外的な指揮官が存在していたとしても、だ。「集団自決」に至るも至らぬも住民の自由意思ということではけっしてなかった。いくつかの資料を読み通して、そう判断される。

その判断からすれば、軍の「命令があろうとなかろうと、日頃から守備部隊の言動をとおして非戦闘員が〈命令された〉と受け取るような条件の有無こそが問われなければならない」という大田証人の先の見解についても、些か釈然としえなさを覚える。「命令があろうとなかろうと」、そんなことは関係なくというのであれば、「非戦闘員が〈命令された〉と受け取るような条件の有無」を問うことすらも必要ではないと思われる。前述しているように、住民の意思が日本軍の意思の下に従属しているということは、住民は日本軍の期待通りに行動するということであった。日本軍が戦闘のどの時点で住民の「集団自決」を望んでいるかは住民にわからなかったとしても、この勝ち目のない戦闘で日本軍の玉砕に行き着く時には住民も「集団自決」しかありえぬと考えていることは、住民にも充分伝わっていた。というより、日本軍が追い詰められていく絶望的な状況のなかで、住民自身も「集団自決」しか選択の途はありえないと思い込まれる精神状態にまで追い詰められていたのだ。

もしかすると、隊長が思いがけずどんなことがあっても生き残ってくれと住民に言い残すことがあったとしても、住民は「集団自決」へと突っ走ったかもしれない。日本軍が全滅するなかでは自分たちも生きられないと思い込まれていたからだ。「天皇のために死ぬことを最高の国民道徳としてきた皇民化教育」がそれほどまでに貫徹されたというか、「軍官民共生共死の一体化」や「死の連帯感」が恐ろしいほど沖縄の住民に結実していたといわねばならなくなる。「集団自決」という悲惨な事態を前にして問うべきなのは、「日頃から守備部隊の言動をとおして非戦闘員が〈命令された〉と受け取るような条件の有無」なんぞではなく、むしろもはや命令されなくとも日本軍の玉砕と共に住民たちが「集団自決」に至るのは当然であり、それ以外の方途はありえないと思い込まれてしまっている「死の連帯感」の強度であった。

原告側証人の見解が隊長の命令の有無という「それほど重要なことがら」から離陸しようとしながらも、「〈命令された〉と受け取るような条件の有無」といういいかたでどうしても命令の有無の問題からはっきりと離陸できないのは、「集団自決」に住民自らの意思を見出そうとする国側の主張に余地を与えることになるのを警戒しているからだと思われる。それだけでなく、防衛庁などは、「戦闘員の煩累を絶つため崇高な犠牲的精神により自らの命を絶つ者も生じた」として、「集団自決」を美化することによって<sup>てきしゅつ</sup>剔出すべき問題を<sup>いんべい</sup>隠蔽しようとしているのだから、というかもしれない。しかしながら、国側の主張に反論するために命令の有無にこだわらざるをえなくなることもまた、問題へ

の踏み込みにブレーキをかけるものとみなさざるをえない。

沖縄の戦時中の女子学生（ひめゆり学徒隊）を取材したノンフィクション『生贄の島』（69年）、渡嘉敷島の「集団自決」を題材とした小説『切りとられた時間』（71年）、同じく渡嘉敷島の「集団自決」を取材したノンフィクション『ある神話の背景』（73年）の著者である作家の曾野綾子は被告国側の証人として出廷し、赤松隊長の自決命令があったのか、なかったのかという問題について、「自決命令が完全に全く出されなかったという証拠」もない代わりに、「赤松隊長が自分の口で自決命令を出せと言ったという人も一人」もおらず、「このようなあいまいな状態に耐えるのが私の任務である」と思ったと答えている。

沖縄史料編集所の専門員である嶋津与志（大城将保）は曾野氏の『ある神話の背景』について、『沖縄戦を考える』（83年）の中で次のように評価した。「曾野綾子氏は、それまで流布してきた赤松事件の`神話`に対して初めて怜悯な史料批判を加えて従来の説をくつがえした。『鉄の暴風』や『戦闘概要』などの記述の誤記や矛盾点などを丹念に指摘し、赤松隊長以下元隊員たちの証言とをつき合わせて、自決命令はなかったこと、集団自決の実態がかなり誇大化されている点などを立証した。この事実関係については今のところ曾野説を覆すだけの反証は出ていない」

隊長の玉砕命令による集団自決が信じられるようになる背景について、曾野証人はこう語っている。「(…)一つは戦争が終わって、島の方々で出征してらした方たちがお帰りになった。そうすると家族は亡くなっていらっしゃる。これについては島に残った人たちが説明しなければならない。そういうときに自決で全部死んでいるならば納得が行くのかもしれませんが、生き残っていた方がいらっしゃるわけです。そうすると「どうして、あの人が生きていて、自分の家族が死んでいたのだろう」という辛いことになります。それで、自決命令が出たのだというのであれば、少し慰められたのだという意味のことを教えていただきました。」

「村の人数人から聞きました。それから、もう一つは(…)厚生省援護局調査課沖縄班というところのお話ですが、『戦傷病者戦没者遺族等援護法ができたのは昭和27年で、渡嘉敷の場合は軍の要請で戦闘に参加したということで、島民全部が準軍属とみなされ、気の毒で戦死とみなした。その判定が行われたのは昭和32年から33年にかけてであるが、適用は27年にさかのぼって行われたという。』ということで、生き残った方たちの御生活を守るために命令したと。そして、これは玉砕と言うんでございましょうか、戦死となるようにしたということを厚生省で聞いてまいりました。」

自決命令が出ていれば、「少し慰められた」云々の曾野証言については当然ながら、原告側証人からの反発が起き、『裁かれた沖縄戦』の編者安仁屋政昭は次のように註記している。《「どうして、あの人が生きていて、自分の家族が死んでいたのだ」という疑問に対して生き残った人たちは島の戦争の状況を語ったのである。「自決命令が出た」という説明をしたからといって、復員兵たちは、少しも慰められはしなかった。むしろ、怒りを覚えたのである。「自決命令が出たのだというのであれば、少し慰められたのだ」

という認識は曾野綾子氏の勝手な想像である。島の人たちは自己弁護のためにありもしない「自決命令」をデッチあげたと言わんばかりである。》

どちらかといえば、安仁屋編者の註記よりも曾野証言のほうが偏りが少ないのが感じられる。生き残った体験者たちが復員兵たちに家族の「集団自決」について語ることの辛さを慮るならば、曾野証言はわからぬでもないからだ。「どうして、あの人が生きていて、自分の家族が死んでいたのだろう」と問い詰められたとき、体験者にどのような言葉があるだろう。仮に自決命令が出ていなかったとすれば、なぜ「集団自決」に至ったのかは説明できなかつただろうし、また自決命令が出ていたのかどうか判然としない場合でも、説明は困難であつたにちがいない。だいいち、体験者自身がなぜああいう事態になってしまったのか、たぶんわからなくなっているだろうからだ。自決命令があつたのかなかつたのかという問題を前にすれば、日本軍が自決命令を出したと責任を負わせて説明するのが一番理解しやすかつたことは否めない。

遺族補償との関係については、次の註記が付されている。《『神戸新聞』と『東京新聞』が座間味村の援護業務について、「日本軍の自決命令はなかつたのに、遺族補償を得るために日本軍隊長の命令による自決として、虚偽の申請をしている」と報道している。援護金を不正に受給していると非難しているのである。さらに『神戸新聞』は「自決命令は座間味村の助役が出した」として、座間味島の海上挺進隊長であつた梅沢裕氏を弁護している。沖縄出張尋問で国側は、この『神戸新聞』の報道を利用して「住民は自主的に死んだのだ」と主張してきたのだ。『神戸』『東京』両紙の関連する記事はつぎのとおりである。

「絶望の島民悲劇の決断」（1985年7月30日付）「玉碎命令なかつた」（1986年6月6日付）、「遺族補償得るため『隊長命』に」（1987年4月16日付、以上神戸新聞）、「集団自決村助役が命令」（1987年4月23日付東京新聞）。これら一連の記事は、座間味島の海上挺進隊長であつた梅沢裕氏を擁護するために、厚生省と沖縄県援護課が公認したことまで否定して座間味村当局を中傷している。》

具体的な取材に基づく曾野証言は以下の個所にみられる。「(…)この村長さんに、私は、自決命令はだれからお聞きになりましたか、赤松さん直接ですかという意味のことを伺つたんです。そうすると、村長さんは、いつも村の人たちと一緒にいるから、赤松などとはいません。じゃ、だれから命令が伝えられてきたのですかと伺いましたら、安里巡査ですとおっしゃつたので安里さんにまいました。そうしましたら、(…)『隊長さんの言われるには、我々は今のところは最後まで（闘って）死んでもいいから、あんたたちは非戦闘員だから、最後まで生きて、生きられる限り生きてくれ。只、作戦の都合があつて邪魔になるといけないから、部隊の近くのどこかに避難させておいてくれ、ということだつたです』。私が、それに対して、『恩納河原が比較的安全な場所だということになつた訳ですか』と質問しております。すると安里さんが、『私としては比較的安全な場所だと思つたわけです。しかも友軍のいるところとそう離れていませんし』。私が、『すると恩納河原へ避難せよという場所の指定はなかつたんですか？』と質問し

ております。安里巡查、『場所の指定はないですね。思い思いに避難小屋を作ってたですよ』と。こういうふうに言われまして、赤松隊長が自決命令を出したということはおっしゃいませんでした。」

編者の註記はこうである。《赤松隊から、「西山陣地近くに住民を集結させろ」という命令が出ていたことは、元兵事主任・新城真順氏が明確に証言している。住民は、部落近くの比較的安全な避難壕にかくれていたが、集結命令によって西山陣地近くに集められたのである。安里巡查が「恩納河原を比較的安全な場所」と思ったのは主観的な判断である。重大なことは「自決命令」はすでに米軍上陸前の3月20日に出ていたこと、兵事主任を通じて集結命令が伝えられたという事実である。砲爆撃のなかで「集結命令」を聞いた住民が、いよいよ「来るべきときがきた」と思い、絶望的な状況におちいって「集団死」に追い込まれていった客観状況を考えるべきである。》

曾野証言は赤松隊の元隊員とも会って、自決命令についての確認を行っている。

「赤松さんは、村の人のことというのは、正直言って、余り頭になかったとおっしゃっていました。こちらは戦闘部隊なのであって、特攻舟艇の出撃はだめになったのだけでも、いずれは死ぬわけですから、だれかが村の人のことはやるだろうということ、それから、集団自決に関しては、本当にみんなよく分からなくて、赤松さんは、ふとんがずぶぬれになって、女の子の髪が泥の中に見えましてと、そして、自決した場所というのはどこでしょうか、どこでしょうねと、しきりに言っておられました。それから、連下さんという少尉は、27日に、雨の中、闇夜だったそうですが、村の人たちが興奮してやってきて、それで、目の前で貯金通帳や鯉節をほかして、ここに置いてくれと言われた。しかし、陣地予定地はあるけれども、そういう、保護する場所もないので断ったと、それから、一人、傷ついた方を見たと、死体かと思ったと、そしたら、こめかみに血がついていて、兵隊さんと声をかけられたと、それから、ある隊員が、(…)あの状況の中で自決命令を出しても、村の人がどこにいるか分からないというのでは届けることはできなかったでしょうと。これは、巡查を通じてすれば別と思います。それから、富野少尉という、第二中隊長がおられました。滝壺のそばに20名ほど見ましたと、それから、28日の14時ころ、二中隊正面方向に弾着を連れながら、兵隊さん殺して下さいと言って押し付けてきたと、それから、若山衛生兵という方が、隊長と軍医の命令で、村の方たちが落ちていて集まっているところに、ですから、これは、一週間くらいたった、もっと後かもしれません、治療に行ったということを言っておられました。その話が出たときに、赤松さんがそれを聞いておられて、自決命令を出したんなら、どうして治療をやるということになりますか、と言っておられました。」

チビチリガマの集団自決に言及した際に、生存者の一人が「なぜふつうの人たちが自決に追いこまれていったのか、そうさせたものはいったい何だったのか」と発した問いかけを明らかにするために、日本軍からの自決命令があったのか、なかったのかが焦点になっているとして、自決命令はあったという立場を取る沖縄在住の原告側証人たちは当然、自決命令がなければ、「集団自決」は起こりえなかったと主張する。だがここで

問題になるのは、軍の自決命令に呼応してしまう住民の精神状態であろう。これまでの意見書や証言から判断するかぎり、住民は軍に命令されたから、心ならずも「集団自決」に従ったという光景ではない。恐怖と絶望が頂点に達したときに、自決命令という言葉が住民を「集団自決」へと導く弾みになった感じである。あるいは、背中を軽く押されてしまったかのようなのだ。むしろ恐怖と絶望で固まってしまったまどまりの中から誰かが死のうと叫ぶと、その叫びが瞬く間に燎原の火の如く広がって、我先にと死に急ぐ光景が現出せしめられたとみえるほどだ。

「国のために死ぬる国」は兵士等の戦闘員のみならず、住民等の非戦闘員をも「死に急ぐ」状況へと追い詰めることになった。「あの当時、日本人の全部の中に手榴弾があって、もし二発仮にあったとすれば、一発は敵に投げつけて、一発は自分が死ぬためにとっておくというのは、みんなにあったと思います。」とか「あのころ私どもはみんな、竹槍でも戦おうとしていたわけですね。ですから、そうすればあれだけの手榴弾、それが一個でもあったら、まあ自決に使うのか、敵がそこにいたら最後に投げつけて死ぬかと、そういう思いはみんなにあったと思います。」等の曾野証言は、戦闘員、非戦闘員の区別なく、国が存亡の危機に立たされた場合には全員で戦い、全員で死ぬ思いであったことを示している。

「沖縄では当時、かなり広く、手榴弾が二個、住民にも渡され、一個は敵に投げ一個は自決用ということになると、貴重な武器である手榴弾が、そういう形で住民に渡されているという点からみて、それを命令と言うかどうかは今別ですけれども、いざという場合にはこれを使って自決せよ、という軍の意思が働いていたと思いませんか。」と尋問されて、曾野証人が「ちょっと違います。」と答え、「軍がそんなことまで言わないと思います。考えないと思います。こちらが勝手にやることです。私なら私が自発的に死ぬわけです。」と証言しながらも、「渡嘉敷のいわゆる集団自決が、単純に、客観的に、自発的なもの、と言うことはできないということはお認めになりますね。」という尋問に、「さまざまな要素があると思いますね。」と答え、「死をお選びになったんじゃないでしょうか。」とか、「死にたくはないのですが、自殺せざるを得なかったんです」という微妙ないいかたを通してしている。

裁判では、「集団自決」は自発的なものかどうかという白黒をはっきりさせるかたちで迫ってくるのに対して、曾野証人は白黒をはっきりさせられるものではないと答えているのである。白黒をはっきりさせた立場をとる原告側証人が曾野証言について、《赤松隊に気持ちをよせている元駐在巡查や住民の証言を一方的に利用し、修辞をこらして「集団自決」の自発性を印象づようと》するとみなすのは、自発的なものではないといひ切ろうとしない彼女の証言の故にであろうと思われる。しかしながら、曾野証言の微妙な口調から浮かび上がってくるのは、選択不可能な状況にまで追い詰められていった死への自発的な意思ともいえるべき輪郭であり、そのまなざしのほうが白黒をはっきりさせられない「集団自決」の様相の核心に触れられるような気がする。

「日本軍のために殺された人という中に、この集団自決をした人々を含める、あるいは

直接結び付ける」ありかたを尋問されて、「私は、殺されたというのは、やはり例えば、軍人によって銃口を向けられて撃たれたとか、それから首を絞められたとか、そういうふうな人を言うと思います。」と答えて、曾野証人が「集団自決」を位相的に区別しようとするのは、「集団自決」の問題を一つの確定した立場に安置しないための判断だと考えられる。「集団自決」を日本軍のために殺されてしまったという範疇に放り込んで片を付けてしまうのか、それとも「集団自決」への精神状態にまで追い詰められていった住民の惨劇にいつまでも向き合いつづけるのかの岐路でもあるだろう。「集団自決」の事態について、曾野証人は法廷でこう述べている。

「私は、やはり、島の方々のなさったことに、今でも尊敬を感じております。それは決して、はっきり最初に申し上げておきますが、戦争を賛美したり、戦争のために死ぬのがいいということではございません。そしてまた、この方々も、追い詰められなければ、つまり自らの手で命を断たれることはなさらなかったと思います。そういうときに、敵の手にかかるよりは死ぬというのは、その方の、さっき、勝手に、と申しましたら、皆さんお笑いになりましたけれど、勝手に、というのは非常にコロキアルな言い方ですが、自らの選択によってそれをなさったと思うんです。その沖縄の方が、島の方が、自らの選択の道が全くなくて、軍の命令だったから死んだというのは、私は大変に失礼だと思います。御自分の選択も、おありになった。しかし不幸なことにそういう状況にもおありになってしまった。そういうところに対する、私は、深い、悼む思いを持っております。そして、そのような選択をなさった島の方に、今もなお、私は尊敬を持っております。人間として立派だとおもいます。」

今だから言える、という事後の発想から遠去からないと、そのときの問題には入っていけない。なぜなら、今だから言えるのは生存者に限られるからだ。敵の手にかかるか、自分の手で命を断つかという、「どうせ死ぬなら」の状況に追い詰められてしまったなら、誰もが自分の手で命を断つことを選ばざるをえなくなる。だがそんな状況にまで追い詰められ、自分を追い詰めてしまったこと自体がすでに「集団自決」的状況にほかならなかった。ただずっと引っ掛かるのはあまりにも死ぬことへのためらいの少なさであり、死への思い切りのよさである。死への美学が強調される時代で「皇民化教育」がいくら徹底されていたとしても、沖縄の「集団自決」の5カ月後には日本は敗戦し、降伏することになり、国民の大半は「集団自決」などに至らず、戦後を生き延びた。そのことを考えると、沖縄の「集団自決」が非常に一直線に「死に急ぐ」状況へと突っ走らされてしまった問題を大きく浮き彫りにしているように思われて仕方がない。

2002年10月20日記